

【事業目的・背景・課題】

- 国立公園等の利用拠点は、良好な自然環境や文化・暮らし等旅行者を惹き付けるポテンシャルがある一方、インバウンドや高付加価値観光等に対応できておらず、また廃屋が魅力を低下させるなど旅行者が十分に魅力を体感できない状況。
- インバウンドの地方への誘客促進は喫緊の課題であり、インバウンドからも評価が高い国立公園等の優れた自然環境を誘客に生かすには、多様な主体の連携により利用拠点の滞在環境の上質化を図り、滞在体験の魅力向上を進める必要。
- 併せて、自然景観地の核心地においても、拠点建物のみならずその周辺環境も含めた滞在環境の上質化を図る必要。

【事業内容】

- 国立公園、国定公園※の利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

(※インバウンド誘致に係る目標・計画を定めている国定公園に限る。)

1 利用拠点計画策定支援

- ①利用拠点計画 ②利用拠点整備改善計画

2⑥及び4は
国立公園のみ対象

2 利用拠点計画に基づく整備事業

- ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上 ③まちなみの改善
- ④既存施設の観光資源化 ⑤引き算の景観改善
- ⑥利用拠点滞在環境改善事業

3 自然景観地の核心地の上質化事業

- ①建物の外装、内装、設備の改修 ②利用施設周辺の利用環境の上質化

4 国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業【新設】

- ①ガイドラインに沿った建物の外装、内装、設備の整備・改修

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業（2のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
- ・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
- ・事業期間：令和元年度～

【事業イメージ】



廃屋化した旧国民宿舎を撤去。公募により跡地への民間事業者参入が決定。



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化。

【令和8年度見直し内容】

- ・国と地域が連携して滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、環境省所管施設の上質化に資する直轄整備・改修等を行えるように拡充
- ・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点の計画区域においては、地域区分（特別・普通）に関わらず補助対象となるように拡充
- ・国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園にも対象を拡充
- ・核心地利用施設改修事業に、利用施設周辺の利用環境の上質化を追加
- ・国立公園ならではの宿泊施設実現のための補助事業の新設